



困り事・相談

こころの健康づくり相談日

うつ、依存症、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、思春期におけるこころの相談、育児の悩み等の相談に応じます。一人で悩まずに相談ください。相談時間は1人1時間です。

◆臨床心理士による相談日

▼日時／4月10日(月)・10時～14時

◆精神科医による相談日

▼日時／4月13日(木)・14時～15時

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

▼会場／各保健センター

申込／相談期日の2日前まで仁賀保健センターへ申し込み
仁賀保健センター ☎32・3000

マイナンバー

休日前と火、木曜日19時までマイナンバーカードの申請と交付をしています

3日前まで電話で予約し来庁ください。

◆休日午前の開庁

▼日時／4月15日(出)、23日(日)・9時～12時

◆火、木曜日の開庁延長

▼日時／祝日を除く毎週火・木曜日・17時15分～19時

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

▼申請・交付場所／市民課、

市民サービスセンター
市民課 ☎32・3035

マイナポイント取得・

設定支援専用窓口

次のとおり窓口を開設します。気軽に来場ください。

▼場所・日時／▽象潟庁舎：

4月4日(火)、11日(火)▽金浦庁舎：4月5日(水)、12日(水)▽仁賀保庁舎：4月6日(木)、13日(木)

▼持ち物／マイナンバー

カード、マイナンバーカードの暗証番号(4桁)、登録する口座番号がわかるもの(カード持ち主限定)、登録するキャッシュレスサービス(カードやアプリ等)
市民課 ☎43・7507

公共機関から

軽自動車税種別割

◆今年度車検を受ける予定の方へ

軽自動車、250cc超えのバイクの継続検査(車検)を受ける際には軽自動車税の納

税が必要です。これまで軽自動車税種別割を口座振替で納付している方へは納税証明書を送付していましたが、軽JNKS(軽自動車税納付管理システム)の運用開始により、納税情報を全国の軽自動車検査協会が確認できるようになりました。そのため、口座振替で納付している軽自動車利用者への納税証明書の郵送は行いません。

に車検を受ける場合

軽JNKSへの納付情報の登録に時間がかかるため、口座振替されたことが確認できる通帳を持参し、税務課または金浦市民サービスセンター！市民課市民サービス班で継続検査(車検)用納税証明書を取得した上で車検を受ける必要があります。

◆スマホ決済で納付される方

スマホ決済(PayPay、LINEPay請求書払い)による納付をした場合は、継続検査(車検)用納税証明書の取得は窓口での申請が必要です。支払いから市の口座への入金を確認するまで、一定期間の日数がかかりますので、車検を急ぐ場合は納付書により納付ください。

◆軽自動車税種別割の減免申請

軽自動車税種別割には障がいを持つ方に向けた減免制度があります。減免を受けようとする方は、納税通知書を受け取った日から納期限7日前までに申請してください。

▼申請期限／4月24日(月)(納期限は5月1日(月))
市民課 ☎43・7505

固定資産税に関わる

価格の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方に自身の固定資産(土地・家屋)の評価額が適正であるかどうか確認していただくための制度です。

▼縦覧期限／5月31日(水)▼縦覧場所／税務課、

金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班
▼縦覧内容／▼土地：所在、地番、地目、地積、価格▼家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格(土地のみ所有している方は、土地についてのみ縦覧可能。家屋についても同様)▼必要書類／本人確認できる書類(運転免許証等)▼縦覧できる方／市に固定資産税を納税している方、納税管理人の方
市民課 ☎43・7505

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

4月からの特別徴収(年金引き落とし)

◆特別徴収額

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている方は、令和5年

4月、6月、8月の年金から仮徴収額(前年度の金額を基に仮に算定された金額)として、2月の年金から引き落としされた金額と同額が引き落とされます。また、4月から新たに特別徴収の対象となる方には、4月3日に仮徴収額のお知らせを発送します。

◆仮徴収額の平準化

昨年度の仮徴収額(4月、6月、8月)と本徴収額(10月、12月、翌年2月)の差が大きいは、1年間を通じて引き落としされる金額が均等になるよう6月以降の仮徴収額を調整(平準化)します。対象となる方には後日お知らせを発送します。

◆納付方法の変更

納付方法について、「特別徴収」から「普通徴収(口座振替)」に変更することができます。

市民課 ☎43・7505

春の火災予防運動

4月2日(日)から4月8日(土)まで「春の火災予防運動」が全県一斉に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり市民の皆さんに火災予防の意識を

市民課 ☎38・2311

あきた省エネ家電購入応援キャンペーン

県では、温室効果ガス削減に向けて節電効果の大きい省エネ家電(エアコン・冷蔵庫)の購入を応援します。参加店舗で対象製品を購入し、設置した世帯に1台あたり最大20,000円相当の商品券やキャッシュレスポイント等を交付します。対象製品や申請方法など詳しくは美の国あきたネット(コンテンツ番号「70736」)を確認ください。

市民課 ☎01・803・6863

令和5年度戦没者慰霊巡拝

厚生労働省では旧主要戦域等において戦没者を慰霊するため、遺族を対象とした海外

慰霊巡拝を実施します。令和5年度は次の地域で実施予定です。参加を希望する場合は問い合わせください。

▼実施地域／カザフスタン、

中国、インドネシア、ピスマーク諸島、北ボルネオ、インド、硫黄島、東部ニューギニア、フィリピン、マーシャル諸島
市民課 ☎018・860・1318

消費税のインボイス制度に関する説明会

事業者の方を対象に消費税のインボイス制度に関する説明会を開催します。課税売上高が1千万円以下の免税事業者も含め、多くの事業者に関係のある制度です。

▼日時／①4月18日(火)②25日(火)③5月16日(火)・▽免税事業者向け：14時～15時▽課税事業者向け：15時30分～16時30分

市民課 ☎01・22597

市民課 ☎01・22597

本荘税務署法人課税部門 ☎22・2597